

公益財団法人横浜市建築保全公社

契約不適格者認定期間の加重措置の見直しについて

契約不適格者の認定※を受けた後、一定の期間内に認定に該当する事由を再度起こした場合は、契約不適格者認定等措置要綱別表に定める期間のうち一番短い期間の2倍（当初の認定期間が1か月に満たないときは1.5倍）と、同要綱運用基準別表に定める標準認定期間を比較して、長い方の期間としていました。

この度、より適切な事業者評価及び入札・契約の適正化を推進していく観点から、同要綱運用基準別表に定める標準認定期間の2倍（当初の認定期間が1か月に満たないときは1.5倍）とするよう見直しを行います。ただし、上限は同要綱別表に定める期間のうち一番長い期間とします。

※粗雑工事における工事成績評定書の評定点合計が60点以上65点未満の場合を除く

例：粗雑工事（当初の認定期間が1か月以上であった場合）

| 要綱別表の 期間 | 運用基準別表の標準認定期間 | 加重措置 | |
|----------------|----------------------------------|-------|---------|
| | | 改正前 | 改正後 |
| 粗雑工事 | ① 工事成績評定書の評定点合計が 65点未満の場合 1か月 | ① 2か月 | ① 適用対象外 |
| 1か月以上 6か月以内 | ② 工事成績評定書の評定点合計が 60点未満の場合 1か月 | ② 2か月 | ② 2か月 |
| | ③ 工事成績評定書の評定点合計が 50点未満の場合 3か月 | ③ 3か月 | ③ 6か月 |

改正前は、要綱別表に定める期間のうち一番短い期間は1か月であり、加重措置を行うと2倍の2か月となりますが、運用基準別表の標準認定期間と比較して長い方の期間とするため、③は標準認定期間と変わらず、加重措置の影響を受けないものとなっていました。

改正後は、運用基準別表の標準認定期間の2倍とするため、加重措置を行うと③は標準認定期間の2倍となります。

なお、①工事成績評定書の評定点合計が65点未満の場合は、加重措置の適用対象外とします。

実施時期：令和3年7月1日から実施します。

【参考】

- ・ [公益財団法人横浜市建築保全公社契約不適格者認定等措置要綱](#)
- ・ [公益財団法人横浜市建築保全公社契約不適格者認定等措置要綱運用基準](#)
(公社ホームページトップ > 発注・入札・契約情報 に掲載しています。)

<担当>

総務課契約係 TEL 641-3124

技術管理課技術管理係 TEL 349-5217